

# 令和2年8月定例農業委員会 会議録

令和2年8月7日（金）

## 会 議 次 第

### 1. 開 会

### 2. 挨 拶

### 3. 議 事

- ・ 議案第1号 空き家に付随した農地の別段の面積の設定について
- ・ 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について
- ・ 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

### 4. その他

### 5. 閉 会

(午前9時30分開会)

・事務局

皆さん、おはようございます。定刻となりました。

昭和20年8月15日の終戦の日から本年は75年目の節目を迎えることとなります。さきの大戦で犠牲となられましたすべての方々にご冥福をお祈りし、黙禱を捧げたいと存じます。皆様、大変恐縮ではございますが、ご起立をお願いいたします。

黙禱。

(黙 禱)

・事務局

ありがとうございます。お直りください。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の一環として、引き続き、密接・密集・密室の3密を避けるため、各委員皆様のお席につきましては一定の間隔を空けて用意をさせていただいております。委員の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、令和2年8月農業委員会総会を開催させていただきます。

開会にあたり、事務局よりご挨拶申し上げます。

北岡局長、お願いいたします。

・局 長

皆さん、改めましておはようございます。

大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

コロナウイルスのことにつきましては、もう皆さんいろいろなマスク等の情報を見ていると思いますので、今日は省略させていただきますが、市として、今、皆さんのお手元に配らせていただいています、緑の用紙でお配りさせていただいているんですが、地元で作った農産物を市外の方に送ろうという事業、橋本ふるさと便という事業を開始させていただきました。

すごく好評でありまして、農家の皆さん方から約40軒の方が登録していただいているところです。ぜひ皆さん方も、ここぞというときにご登録をいただきたいなと思います。特に、ブドウの方がもう既にスタートしていますので、ブドウを作られている方は早急に登録をしていただきたいと、そんなふうに思います。

それから、本日、8月の広報で人・農地プランのことについて特集をさせていただきましたが、後ほど農林振興課職員の方からこの件についてもご説明をさせていただく予定をしております。また忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

それから、コロナウイルスの関係でいろんな事業が中止になっているんですが、残念ながら、11月に毎年開催させていただいていました「まっせ・はしもと」の方も中止にさせていただくことが決定しました。

なお、「まっせ・はしもと」では柿まつりというふうには実施をさせていただいているんですが、県内外に柿等を消費拡大をすることについては、事業としては実施したいと思っています。今、詳細な計画について立てているところですが、皆さん方にもご協力をいただく時があるかと思っておりますので、ぜひその節はよろしくお願ひしたいと思っております。

本日ご出席いただきましてありがとうございます。よろしくお願ひします。

#### ・事務局

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が会議の議長となり、会議を掌理するとなっております。

以後、会長におかれましては、ご挨拶の後、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

#### ・土井会長

それでは、皆さん、おはようございます。

1週間ほど遅れましたが、梅雨も明けて、明けたはええんですが、もう連日の猛暑で、熱中症に注意する時期になりましたが、今年はこれに加えて、新型コロナウイルス感染症にも注意をするというふうなこととなりまして、いまだに社会的環境が大きな影響を及ぼして、この状況はいましばらく続くというふうに予想されておりますが、この拡大を防ぐためには私ども個人的に徹底した自己管理というものが必要であろうというふうに私は考えておるところでございます。

農業委員会の業務につきましても、3密を避けるというようなことから業務の進行がやや遅れておるものもございまして、遂行するために、後半やや業務日程が混雑、過密になるということに

なりますが、よろしくひとつお願いを申し上げます。

後ほど、今、挨拶もありましたが、事務局より説明があると思います。8月の市報にも記載されているとおり、人・農地プランの進め方、それと、コロナ対策の支援もどっさり広報には載っていましたが、それから、あと、市当局への意見書の提出の件、それから、下限面積見直しの件、農地利用状況調査の件等々、大変ようけな課題を出されておりますので、引き続きお願いをしておきます。

話は変わりますが、県によりますと、イノシシ、鹿、猿、アライグマ等の有害動物による農作物に対する被害額が3億600万円と発表されていまして、イノシシが50%、鹿が15%、猿14%、アライグマ9%となるようなことで、そのうち果樹が78%、野菜が11%、水稲が6%となっておりますのでございます。

自治体別に見ますと、紀の川市がいちばん大きくて3,880万でトップ、有田川町が3,508万、田辺市が3,472万となっておりますというようなところでございます。

ちなみに、本市橋本市では1,166万3,000円の被害が出ておると。果樹で695万、米が73万、野菜が206万、芋類が145万、その他・花木となっているような発表がなされております。一層の有害鳥獣に対する支援が必要やろうなというふうに思っております。

空き家に付随した農地の取得の下限面積、この委員会で決定をさせていただいたところ、早速その手続があったというようなことで、その効果が表れておる。やっぱりこういう受け皿を作っていかなあかんというふうに考えておるところでございます。

それでは、只今より議事を進行してまいります。

・議 長

事務局から本日の出席委員について報告を願います。

・事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告申し上げます。

農業委員11名中11名の出席でございます。以上です。

・議 長

事務局報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3

項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案に先立ち、当職から議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号6番田中里美委員、議席番号7番田中一孝委員の2名を指名いたします。

また、書記には事務局職員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日審議いたします案件は、提出議案6件、報告1件であります。

議案第1号 空き家に付随した農地の別段面積の設定についてを上程し、事務局の説明を求めます。

#### ・事務局

本案件につきましては、7月の総会でご承認をいただき、7月13日に告示を行った後、申請いただきました申請第1号の件となります。では、担当より説明をさせていただきます。

#### ・事務局

議案第1号 空き家に付随した農地の別段面積の設定について、橋本市空き家バンク制度に係る橋本市空き家に付随する農地指定登録申請がありましたので、ご説明いたします。

この案件は、先月の農業委員会総会にて、空き家に付随した農地に関して、農地の取得要件の1つである下限面積を0.01aに引き下げる決定をしておりましたが、今回、空き家に付随する農地指定登録申請がありましたので、別段面積の設定の適用の可否をご審議いただくものとなります。

それでは、整理番号1番の案件についてご説明いたします。議案書の空-1ページと位置図の空-1ページをご覧ください。申請地は橋本市南馬場・・・の2筆で、合計面積は・・・です。登記簿地目は畑、現況は荒地で、空き家の所在地は隣接する南馬場・・・となっております。

続きまして、整理番号2番の案件について、空-2の位置図をご覧ください。申請地は橋本市隅田町山内・・・の2筆で、合計面積は・・・です。登記簿地目は畑、現況は荒地で、空き

家の所在地は隣接する隅田町山内・・・となっております。

以上について、橋本市空き家に付随する農地の下限面積指定要領に照らし書類審査及び現地調査いたしました結果、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから現況説明をお願いします。

・ 廣田委員

5番の廣田です。初めてのことでしたので、何をどないしてええか分からんので、とにかく土地を見てきたらええやろということで見してきました。何をどない説明したらええか、初めてのことでよう分からんのですんやけども。

・ 議 長

事務局。

・ 事務局

初めての試みになりますので、それぞれ委員の皆様には何をどう確認していただいたらいいのかどうなのかというのはあるんですけど、まずは申請地どおり、その場所にその畑があるのかどうか、まず、そこのご確認をいただきたいということになります。

あと、状況につきましてはそれぞれあると思うんですが、そちらあたりも付随する意見として出していただければと思います。

・ 廣田委員

分かりました。それでは、推進委員の萱野さんから説明いただきますので、よろしく申し上げます。

・ 議 長

はい。

・ 萱野推進委員

推進委員の萱野です。今、廣田委員の言いましたように、現地調査をしてきました。ここにある、現地の、一応あるだろうというふうには確認をしております。

・・・さんが年に数回の草刈りと、あと、松とかちよつとしたものを植えてある、草刈り、松がありますので、草刈りさえすれば、原状復帰は可能かなというふうに言うてました。以上です。

・議 長

次、お願いします。

・田中（一）委員

7番の田中です。現場は、とにかく、どう説明してええかよく分かりません、私も。もう事務局が説明してもらったとおりです。

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。  
どうぞ。

・岡本委員

これは期間とかそういうのはあるんですか、ないんですか。この土地はもう買い上げたんですか。この人の、今度住む人の名前になっとるんですか、前の人のやった、そのまま。

・議 長

はい。

・事務局

1番の空き家に付随した農地の設定につきましては、これは今、空き家をお持ちの方で、かつ農地が付いている場合に申請をする。その申請を受けて、別段の0.01aに適しているかどうかのみの判断となります。承認された後、その土地について契約が行われるようになるんですが、まずは、ここが別段の面積として0.01aを適用していいかどうかをまずご判断いただくということになります。期間についても、申請をして、申請の取下げがあるまではその期間ずっと残るようになります。以上です。

・議 長

ほかにありませんか。  
どうぞ。

・大西（敏）委員

確認で、申し訳ないんですが、これ登録して、それで空き家を買いたいと。それから、田畑の付随するものを取得したいという方は、所有権移転になるのか貸し借りになるのか、その辺のところは、申請人というのはおかしいんですが、今度、空き家を取得される方の意向で決まるということになっているんですか。

・事務局

所有権につきましては、通常の3条と同じような扱いになってまいります。実は、この1号議案がご承認いただいたとして、またその次へ進んでいきますので、そのあたりで個別具体的な契約内容等々出てくるのかと思っております。以上です。

・大西（敏）委員

ありがとうございます。

・議 長

ほかにありませんか。

．．．．．

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第1号 空き家に付随した農地の別段面積の設定についてを採決いたします。

本件を許可することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。



・事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の3-1ページと位置図の3-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市山田……。登記簿地目及び現況は畑。今回の申請は売買による所有権の移転です。高齢のため農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と家の周辺で農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、申請に及びました。譲受人、……の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計……で、旧山田村の下限面積40aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人はトラクター、コンバイン、軽トラック、動噴器を1台ずつ所有しており、農業従事者は2名です。

続きまして、整理番号2番の案件について、3-2の位置図をご覧ください。申請地は橋本市原田……。登記簿地目及び現況は畑。今回の申請は売買による所有権の移転です。農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、申請に及びました。譲受人、……の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計……で、旧橋本町の下限面積30aをクリアしています。譲受人、……は……に在住しておりますが、休暇のたびに実家に帰省し農作業を行っており、2年後には本市に戻り本格的に営農を始めるとのことです。また、経営耕地面積が広いため農地の維持管理を確認したところ、きちっと管理していきますとの回答を得ています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は耕運機2台、軽トラック1台、草刈り機1台、動力噴霧器1台を所有しており、農業従事者は1名です。

続きまして、整理番号3番の案件について、3-3の位置図をご覧ください。申請地は橋本市細川……。登記簿地目及び現況は田。今回の申請は売買による所有権の移転です。農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と農地拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、申請に及びました。譲受人、……の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計……で、旧紀見村の下限面積20aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は耕運機1台、草刈り機3台、軽トラック1台、コンバイン1台を所有しており、農業従事者は1

名です。

続きまして、整理番号4番の案件について、3-4の位置図をご覧ください。申請地は橋本市中道……。登記簿地目及び現況は田ですが、農業用施設が設置されています。今回の申請は売買による所有権の移転です。農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と現在所有している農地器具置場が手狭になり新たに農業用施設を探していた譲受人とが話がまとまり、申請に及びました。譲受人、……の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計……で、旧恋野村の下限面積30aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人はトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機を1台ずつ所有しており、農業従事者は3名です。

続きまして、整理番号5番の案件について、3-5の位置図をご覧ください。申請地は橋本市隅田町山内……。登記簿地目は畑、現況は荒れ地です。今回の申請は売買による所有権の移転で、先ほどご承認いただきました空き家に付随した農地になります。農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と新たに耕作を始めようと考えていた譲受人とが話がまとまり、申請に及びました。譲受人、……の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計……で、空き家に付随した農地の下限面積0.01aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は野菜を耕作する予定で、必要に応じて道具等を用意し、農業従事者は1名です。

続きまして、整理番号6番の案件について、3-6の位置図をご覧ください。申請地は橋本市南馬場……。登記簿地目は畑で、現況は荒れ地です。今回の申請は売買による所有権の移転で、この案件も先ほどご承認いただきました空き家に付随した農地となります。農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と新たに耕作を始めようと考えていた譲受人とが話がまとまり、申請に及びました。譲受人、……の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計194㎡で、空き家に付随した農地の下限面積0.01aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は野菜を耕作する予定で、必要に応じて道具等を用意し、農業従事者は1名です。なお、本申請については、申請者が遠方であり押印のある申請書がまだ届いていないため、仮申請として受付をしています。ご審議をいただき、許可相当とご判断いただいた後は、本申請が届き次第、許可証を発行

するよう対応いたします。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし書類審査及び現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから順次追加説明をお願いします。

・ 委員

・・・氏及び・・・氏の譲受人は、戦前からの耕作者で、親からの耕作者で、・・・氏は精力的に野菜栽培をされており、問題ないと思います。以上です。

・ 議 長

次。

・ 木下委員

2番木下です。・・・さんは先月の申請に続き今回で合計5回目の申請ということで、本人はもうあと2年で定年となるので頑張っ  
て作りたいと。 さんに関しては、作ってほしいという話もありましたので、この話に乗らせていただきますということです。現場を確認しましたら の木が1.5mくらいの高さですので、すぐ 可能だと思います。以上です。

・ 議 長

3番は私の担当ですが、事務局の報告のとおりで、妥当でございます。

次。

・ 大西（正）委員

3番、恋野です、大西です。双方と現地を確認、推進委員さんとさせていた  
だきまして、事務局の説明どおりです。特に問題ありません。

・ 議 長

次。

・田中（一）委員

5番の田中です。事務局の説明どおりで、私のほうからは何も言うことはありません。

・議 長  
次。

・廣田委員

5番の廣田です。事務局説明のとおりですが、事由のところに、農地の維持管理が困難になったさかいていうてなっておりますが、それは空き家バンクに付随した農地であるのに何で農地の維持管理が困難になるのか。それは空き家バンクに付随した農地であるためということになるんとかやうんかいなと思いますのやけども、いかがでしょうか。

・議 長

その辺、事務局、理解の仕方というか。もしあれば。理由で。どうぞ。

・事務局

委員ご指摘のもうそのとおりでございます。実は、1号議案が承認されるかどうか分からない状況で議案書を作っておったということもございまして、通常であれば、先ほどご承認いただいた件については、この場で例えばご承認いただいて、この3条申請自体は、実は何か月か後かに出てくるのが通常になります。その場合は、事由としては委員ご指摘のとおり、空き家バンクに付随するというふうに入れさせてはいただく予定にはなると思いますが、今回については同時進行ということがありましたので、こういう表現にさせていただいたということになります。突き詰めていくと、委員ご指摘のとおりなのかなというふうには思っております。以上です。

・議 長

それでよろしいですか、廣田委員さん。そういうことで、同時進行になったので理由としてこういう状況になったと、こういう

ことで、今後はもう言うたように、空き家に登録した後というような格好の理由になるのかなと思いますけど。

・ 廣田委員

分かりました。説明を終わります。

・ 議 長

どうぞ。

・ 中家推進委員

単純な質問ですが、農業を今まで全然やってない人が土地購入して新しく農家を、農業を始めるということはできるんですか。

・ 議 長

別に支障はないです。要するに、空き家に付随したある農地を有効活用してくださいよと、こういう趣旨でございますので、何も問題ないです。それをこの間から審議して、ここで承認を受けたわけですよって。

ほかにありませんか。

・ 委員

私も今、隅田の中家推進委員の話もそうですけど、私もちょっと疑問に思うて、そして、これ・・・の方へ私も電話をして聞いたんですけども、この人も本当の生まれは九度山なんです。実家は九度山。それで、いろいろ話の中で、実際は私も農家の生まれですので、真剣にやりますので心配せんといてくださいということでしたので、付け加えておきます。九度山の人です。

・ 議 長

これ承認されたら、取得した農地としては5か年は農地として活用してくださいよという条件設定にもなっておるところでございますので、当面は心配ないと。農地の流動化につながっていくなど、あるいは定住につながっていくなど、こういうような施策の中にも乗っていけると、こういうように考えておりますので。

ほかに。どうぞ。

・ 大西（敏）委員

4番の大西ですけど、1点だけ確認なんですけども、この谷口さんも原田さんも、これ空き家バンクということですが、空き家も取得する、利用されるということが前提になって、農地を取得されると。

・事務局

はい。

・大西（敏）委員

それと、仮に農地を取得されたら所有権移転されますので、会長もさっきおっしゃっていましたが、5年間は農地として原則は利用しますと。5年過ぎて、いや、資材置場として利用したいとか住宅を作りたいんよと言った場合には、これはOKになる可能性はあるという。その辺のところはどんなものなのかなと思ひまして。

・議 長

事務局さん、ちょっと。

・事務局

転用のことになるんですけども、今回申請いただく時には、法的な拘束力はない中で、5年間の耕作をしてください、やりますという誓約書を付けて申請をいただいております。これから、5年たった後の話になると思うんですが、宅地の増築であるとか改築であるとかそういった場合には、ご指摘のように4条申請なりが出てきた場合にはこの場でまたご審議をいただいて、承認いただく、不承認になるのか、それはご議論いただくようになると思います。

・大西（敏）委員

ありがとうございます。

・議 長

木下さん、どうぞ。

・木下委員

2番木下です。2番の案件なんですけど、・・・さんと話していま

したら、柿作り頑張るとは本人言うてるんですが、この農地、相当相場以上に売買していると。先月、7筆で50aの農地をまた買われているんですが、別の人を買われているんですが、そこは農地とは名ばかりで、もうほとんど雑木林みたいな感じの農地で、原状復帰も無理やろうなというような感じしたんですよ、その農地は。

事務局としても、もう農地売買の申請が来ている、立場上、こんな農地よう買うなどは言えない立場ですし、私も確認の電話した時には、これはちょっとなどは一切言えませんし、売る方は売れるのでラッキーやなというような現状だと思っんです。

まったく、・・・さんに関しても、柿のことも知らないし、作りたいとどういう事情で考えているのかは知らないんですが、それと、あと農地の相場、それもまったく、誰かに相談したとは思っんですが、その人の言いなりになって売買もしているのかなという感じがするので、できればそういう人に対しては、農業委員もしくは推進委員がいますので、相談に乗っていただけるように今後はしていただきたいなと思っしますので。以上です。

・ 議 長

そういうことで、申請来た時にちょっと配慮してやってほしいと。こういう申請の時点で。

・ 事務局

そうですね。申請があった時点ではもうほぼほぼ売買契約とかがなされている場合が多いので、まず、現状といたしましては、農地をお探しの方であるとか、お問い合わせは結構いただくんです。ご案内させていただくのは、農地バンク、農地銀行とあと農地中間管理機構を併せてご紹介させていただくんです。

農地銀行もあるんですけども、今のウェートについてはもう農地中間管理機構も、公的な機関を入れたところで1回探してもろうたらどうですかということでご案内はさせていただいています。

あと、適正金額がいくらなのかということについては、これはもう正直ちょっと難しい話かなというふうに聞いております。

・ 議 長

そんなことですので。

・木下委員

いや、ほんとに、資金ついたと言うてましたよ。もう買いませんと言うてました。

・議 長

ほかに質疑ありませんか。

・・・・・・・・

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の4-1ページ及び位置図の4-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件について、申請地は橋本市高野口町向島・・・、位置は・・・より南東、約・・・に位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。申請者は申請地の隣接地に姉が1人で住んでおり、たびたび様子を見に行く際の駐車場が必要となり、申請に至りました。計画によりますと、4台分の駐車場を整備します。排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然浸透及び申請地西側道路側溝へ放流します。このことについて、地元区長の同意書が添付されています。隣接する農地はなく、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影



響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の預金残高確認書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明お願いします。

・林委員

8番の林です。(聴取不能)

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は許可相当の意見を付して、原案のとおり県知事に進達することに決定いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の5-1ページと位置図の5-1ペ

ージをご覧ください。

整理番号1番の案件について、申請地は橋本市神野々・・・、・・・、・・・、・・・、全4筆で、位置は・・・より南、・・・に位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田です。譲受人は建設業を営んでおり、資材置場が不足しており適地を探していたところ、高齢で農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、コンパネ、丸太、足場、建設重機などを置く資材置場及び進入路を整備します。排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然浸透及び申請地西側の既設水路へ放流します。このことについて、畑田池土地改良区の同意書が添付されております。隣接する農地はなく、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

続きまして、整理番号2番の案件について、位置図の5-2ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町平野・・・、位置は・・・より北東、・・・に位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。譲受人は県による道路拡幅工事に伴い石碑を移設しなければならず適地を探していたところ、農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、既存の石碑を移設し設置します。排水について、汚水、雑排水については発生せず、雨水については自然浸透及び申請地南側の新設側溝へ放流します。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されています。隣接する農地はなく、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

以上の案件について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから順次追加説明をお願いします。

・岡本委員

1番の山田の分ですが、もう本人は、　　さんは全くできなくて、子どもと2人で女性ばかりでおりますので、放置農家ということになってしまいますので、　　。あとは、もうこれは農業から見たらこれでいいんですけれども、資材置場と進入路ということになっていきますので、この辺の問題については、地域の区長さんも　　ことで了解しとるんだと思いますから、特に何も申し上げません。

・議　長  
次。

・田中（一）委員

7番の田中です。今、事務局に説明していただいたとおりでございます。何ら問題はないと思います。

・議　長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

．．．．．

・議　長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
議案第4号　農地法第5条の規定による許可申請について　を採決いたします。本件を進達することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議　長

ご異議がないようですので、本件は許可相当の意見を付して、原案のとおり県知事に進達することに決定いたします。  
このうち1の案件は1,000㎡以上の転用となりますので、農業委員会ネットワーク、和歌山県農業会議常設審議委員会への意見聴取対象となります。事務局は資料送付等、準備をお願いしておきます。

次に、議案第5号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定に

による利用権の設定について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書の基-1ページ、位置図の基-1ページをご覧ください。今月の申請につきましては新規で3件ありますが、代表して整理番号1番を読み上げます。利用権の設定を受ける者は・・・、利用権の設定をする者は・・・。利用権を設定する土地は橋本市野・・・となっております。現況地目は畑で、面積は・・・㎡となっております。利用権の種類は賃貸借で、普通畑として利用します。利用権の期間は約5年となっております、利用権の設定を受ける者の耕作面積は・・・aとなっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は、全部で3筆、合計・・・となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明があればお願いします。

どうぞ。

・佐藤推進委員

推進委員の佐藤です。番号1、2のこの案件は、事務局の言うとおりの問題ありません。

・議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。  
はい。

・委員

これ済みませんが、事務局で、継続の場合は継続という具合に書いてもらって、新規のやつは新規でええですけど、継続は継続で回してもらった方が分かりやすうてええんですけど。

- ・ 議 長  
前にこれ、新規、継続、どこか書いてくれたあったけどな。今回これ漏れとるな。
- ・ 事務局  
次回からは入れさせていただきます。
- ・ 委員  
結構です。
- ・ 議 長  
そういうことで。

・・・・・・・・

- ・ 議 長  
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。  
本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

- ・ 議 長  
ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を上程し、事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局  
まず、済みません。議案書の方なんですけれども、議案書の左上、議案第5号となっているんですけども、実際は第6号となっております。訂正してお詫びさせていただきます。  
それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）についてご説明いたします。

議案書の中ー1ページと位置図の中ー1ページをご覧ください。申請につきましては3件あるのですが、代表して、整理番号1番の案件を読み上げます。利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市恋野……。となっております。現況地目は田で、面積は……。となっております。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用いたします。利用権の設定は3年となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は合計8筆ありまして、……。となっております。県農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することとなっております。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。質疑される方はご発言願います。ありませんか。どうぞ。

・ 委員

質疑は特にないんですけども、ただ、中間管理機構に預けた後、次は管理機構から、農業公社から別の方に行くんですね。それがちょっと、今後よく分からないんですけど、そういうのは特に問題はないんですかね。

・ 議 長

以後の報告やな、誰があれしたという。

・ 事務局

橋本市におきましては、今回、農地中間管理機構、和歌山県農業公社が、次に貸す相手が決まった分につきまして今回申請として上がってきております。

一応、今回の恋野の……の案件につきましては、今年の6月までJAのトレーニングファームで研修していた方がまた次やられるということで、今進めているというふうには聞いております。また、ほかの2件につきましても同じく、次に借りられる方と最終調整入って、またすぐに契約するというふうには伺っております。

・ 委員

それもまた農業公社から農業委員会の方に、そういう報告とか連絡はあるんですかね、正式には。今、口頭でいろいろ聞きましたけど、実際に契約された後、そういう連絡があるんですね。

・事務局

農業公社の方から、決まりましたら正式に決まったということで、この方とこの方で契約内容を最終、期間だったり条件だったり、最終決まったもののまた通知の方は、農業委員会の方にまた通知は来るようになっております。

・議 長

ほかにありませんか。  
どうぞ。

・岡本委員

これ山林と畑と2つ書いて、一緒の所にあるので面積が分からないのかもしれませんが、山林の場合は農業委員会は関係ないんですね。

・議 長

どうぞ。

・事務局

農地法の話になるんですが、農地法につきましては、登記、現況とかいろいろあるんですけど、現に耕作の用に供しておれば農地法が適用されるということになりますので、これはあくまでも登記地目、不動産登記法の話になりますので、その中で示させていただいておると。ただ、山林であったとしても、農地法の適用を受ける場合にはこのようになってくるということになります。

・議 長

ということです。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。  
本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局に報告を求めます。

・事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご説明いたします。議案書の18-1及び位置図の18-1をご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市中道・・・です。賃貸人は・・・、借入人は・・・。対象地を3条申請にて売買するため、令和2年7月1日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。

以上、報告いたします。

・議長

委員の皆さんからほかにご意見、ご質問はございませんか。ありませんか。

.....

・議長

それでは、以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案、報告はすべて終了いたしました。

令和2年8月農業委員会総会を閉会いたします。



橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和2年8月7日

会 長 土井 清美 ⑩

6 番 田中 里美 ⑩

7 番 田中 一孝 ⑩